

○稚内市特別用途地区建築条例

昭和49年3月26日条例第19号
改正

平成4年3月30日条例第9号
平成7年12月11日条例第26号
平成15年10月8日条例第36号
平成20年3月21日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内における建築物の建築を制限し、又は禁止することによって土地利用の適正化及び効率化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用区域は、稚内都市計画特別用途地区（以下「特別用途地区」という。）とする。

(特別用途地区の種別)

第4条 特別用途地区は、建築物の制限の内容により次に掲げる地区に分ける。

- (1) 大規模集客施設制限地区
- (2) 第1種特別工業地区
- (3) 第2種特別工業地区
- (4) 第3種特別工業地区
- (5) 第4種特別工業地区

(特別用途地区内の建築物の制限)

第5条 特別用途地区内においては、法第48条第10項の規定による制限のほか、別表に掲げる区分に従い、同表に定める用途に供する建築物を建築し、又は建築物の用途を同表に定める用途に変更してはならない。ただし、市長が当該地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ稚内市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により前条本文の規定の適用を受けない既存の建築物は、前条本文の規定の適用を受けなくなったとき（以下「基準時」という。）を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条及び第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築、改築又は用途変更後において、前条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第7条 第5条本文の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年12月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成15年10月8日条例第36号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

区 分	建築してはならない建築物の用途
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第1種特別工業地区	(1) 大規模集客施設制限地区の項に掲げるもの (2) 住宅 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(住宅部分の延べ面積が当該建築物の延べ面積の2分の1以下であり、かつ、120平方メートル以下であるものを除く。) (4) 共同住宅、寄宿舍又は下宿(当該特別工業地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舍を除く。)
第2種特別工業地区	(1) 大規模集客施設制限地区の項に掲げるもの (2) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 (3) 玩具煙火の製造 (4) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 (5) 絵具又は水性塗料の製造 (6) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (7) 骨炭その他動物質炭の製造

	<ul style="list-style-type: none"> (8) せっけんの製造 (9) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 (10) 手すき紙の製造 (11) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (12) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの (13) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの (14) レデイミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの (15) 墨、懐炉灰又は練炭の製造 (16) かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 (17) ガラスの製造又は砂吹 (18) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
<p>第3種 特別工業地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第2種特別工業地区の項第2号から第11号まで及び第15号から第18号までに掲げるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては客席部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
<p>第4種 特別工業地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第2種特別工業地区の項第2号から第11号まで及び第13号から第18号までに掲げるもの (2) 第3種特別工業地区の項第2号及び第4号から第6号までに掲げるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 建築基準法施行令第130条の9第1項の表に定める数量以下の危険物の貯蔵庫又は処理に供する建築物